

(仮称) 子どもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について

1. 条例の骨子案

別紙 1 のとおり

2. 子供への意見聴取

(1) アンケート

調査名	子どもの権利に関する意識調査
調査目的	本調査は、「(仮称) 子どもの権利条例」を制定するにあたり、当事者である子供達の「子どもの権利」に関する意識等を把握するため実施するものである。
調査対象者	区内在住・在勤・在学で、令和8年4月1日現在、6歳～17歳の子供 ※小学1年生から高校3年生相当で、対象者数は小学生6,983名、中学生3,516名、高校生相当3,295名（令和7年4月1日現在）
調査方法	We b アンケート形式で実施予定 ※1人1台端末の活用やWe b アンケートにつながる二次元コードを掲載したはがきの送付を検討
調査時期	令和8年7月頃に実施予定
設問案	別紙2のとおり

(2) ヒアリング

関係課及び団体等と連携・協力し、小学校低学年の児童や、障害、不登校などの困難を抱える児童・生徒及びその保護者を対象にヒアリングを隨時実施する。

(3) ワークショップ

次世代育成支援地域協議会において意見聴取した条例の骨子案及び「子どもの権利に関する意識調査」の内容等をもとにプログラムを検討し、令和8年7月頃、子供を対象としたワークショップを実施する。

3. 今後の予定

令和8年第1回定例会	子育て・若者支援特別委員会 (骨子案及び子供への意見聴取実施概要報告)
5月頃	8年度第1回次世代育成支援地域協議会開催予定
7月頃	アンケート及びワークショップの実施
8月頃	8年度第2回次世代育成支援地域協議会開催予定
第3回定例会	子育て・若者支援特別委員会 (骨子修正案及び子供への意見聴取実施結果報告)
10月頃	パブリックコメントの実施
11月頃	8年度第3回次世代育成支援地域協議会開催予定
12月頃	8年度第4回次世代育成支援地域協議会開催予定
令和9年1月頃	8年度第5回次世代育成支援地域協議会開催予定
令和9年第1回定例会	議案提出（子育て・若者支援特別委員会に報告）
4月	条例施行

(仮称) こどもの権利条例の骨子案について

前文

※子供への意見聴取の結果を踏まえたものとする。

1 目的

こどもの権利保障について、基本理念を定め、並びに区の責務等を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもの健やかな育ちに寄与することを目的とする。

2 定義

- (1) 「こども」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する等、区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいう。
- (2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人をいう。
- (3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人並びに区内で活動する事業者及び団体をいう。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他こどもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいう。

3 基本理念

- (1) 差別の禁止
- (2) こどもの最善の利益
- (3) 生命、生存及び発達に対する権利
- (4) こどもの意見の尊重

※子どもの権利条約の4つの原則及びこども基本法の基本理念を踏まえたものとする。

4 こどもの権利

- (1) 生きる権利
 - ・命が守られ、及び尊重されること
 - ・健康に生き、必要な時に適切な医療を受けられること 等
- (2) 育つ権利
 - ・適切な保育と教育、生活への支援等を受けられること
 - ・様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しむこと 等

4 こどもの権利（続き）

（3）守られる権利

- ・暴力、搾取、有害な労働等から守られること
- ・プライバシーが大事にされること 等

（4）参加する権利

- ・自分の意見を表明し、その意見が尊重されること
- ・仲間をつくり、集まること 等

5 区の責務

（1）区は、様々な施策を通じて、こどもの権利を保障し、こどもがいきいきと自分らしく安心して暮らせる環境づくりを推進するものとする。

（2）区は、こどもの権利を保障するため、国、東京都及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

6 保護者の役割

（1）保護者は、家庭において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。

（2）保護者は、家庭がこどもにとって心安らぐ場所になるよう努めるものとする。

7 区民等の役割

（1）区民等は、こどもの権利について理解を深め、その生活及び活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。

（2）区民等は、地域の一員であるこどもの育ちを温かく見守り、応援するとともに、区のこどもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（3）事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとする。

8 育ち学ぶ施設の役割

（1）育ち学ぶ施設は、その活動において、こどもの権利を保障するよう努めるものとする。

（2）育ち学ぶ施設は、安全安心な環境の中で、こどもが自ら進んで学び、心豊かに育つことができるよう、支援や指導に努めるものとする。

9 保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び区の協働

保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び区は、自らの責務及び役割を果たすとともに、協働してこどもの権利保障に努めるものとする。

10 基本的施策

・施策の推進

区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、子どもに関する施策を推進するものとし、そのための体制を確保するものとする。

・計画の策定

区は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、これを公表するものとする。

・広報及び啓発

子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が子どもの権利について理解を深めるよう、広報及び啓発を行う。

・意見表明及び社会参画の機会の確保

子どもの意見表明及び社会参画の機会を確保する。

・安全安心の確保

子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全安心の確保に必要な施策を推進する。

・育ちと学びの環境づくり

子ども一人ひとりが自分らしく育ち、学べる環境づくりを推進する。

・虐待、体罰、いじめ等の防止

虐待、体罰、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応を図る。

・居場所づくり

子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

・相談しやすい環境づくり

子どもが悩みや不安を気軽に相談できる環境づくりを推進する。

・子どもの権利が守られていない状態からの回復

区は、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、子どもの権利が守られていない状態の早期発見に努めるとともに、その状態からの回復に必要な支援を行うものとし、そのための体制を確保するものとする。

11 台東区次世代育成支援地域協議会

台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、台東区次世代育成支援地域協議会を設置する。

子どもの権利に関する意識調査の設問案について

問1 あなたの学年（年齢）を教えてください。（単数回答）

※小学生及び中学生については、学年のみを記載し、
高校生相当については、学年と年齢を併記する。

問2 あなたは、今、自分のことが好きですか？（単数回答）

1. 好き
2. まあまあ好き
3. あまり好きではない
4. 嫌い

問3 あなたは、今、自分らしくいられていますか？（単数回答）

1. 自分らしくいられている
2. まあまあ自分らしくいられている
3. あまり自分らしくいられていない
4. 自分らしくいられていない

問4 あなたは、今、幸せですか？（単数回答）

1. 幸せ
2. まあまあ幸せ
3. あまり幸せではない
4. 不幸

問5 アンケートのはじめに、子どもの権利についての動画を見てもらいましたが、
子どもの権利についての動画を見るよりも前に、子どもの権利について聞いた
ことがありますか？（単数回答）

1. 聞いたことがあります、内容を知っていた
2. 聞いたことがあります、まあまあ内容を知っていた
3. 聞いたことはあるが、あまり内容は知らなかった
4. 聞いたことはない

問6 (問5で1から3を選択した者に対して、)

動画の中で、「子どもの権利条約」が大切にする4つの考え方を説明しました。次の4つの考え方のうち、動画を見る前から知っていたものをすべて教えてください。(複数回答)

1. こどもは、どんな理由でも差別されること
2. こどもの命が守られ、成長できること
3. 大人は、「こどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えること
4. こどもは自由に意見を表すことができ、大人はその意見を尊重すること

問7 あなたは、周りの大人に自分の気持ちや意見を伝えられていますか？

(単数回答)

1. 伝えられている
2. まあまあ伝えられている
3. あまり伝えられていない
4. 伝えられていない

問8 あなたについての事を決めるとき、周りの大人は、あなたの意見を聞いてくれますか？(単数回答)

1. 聞いてくれる
2. まあまあ聞いてくれる
3. あまり聞いてくれない
4. 聞いてくれない

問9 自分に関わることについて、悩みを相談したり、助けを求めたりできる大人はいますか？(単数回答)

1. いる
2. いない

問 10 (問9で1を選択した者に対して、)

自分に関わることについて、悩みを相談したり、助けを求めたりできる大人をすべて教えてください。(複数回答)

1. 母親
2. 父親
3. 祖父母
4. 近所（地域）の大人
5. 学校の先生
6. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー
7. 児童館の職員
8. SNS相談・電話相談などの相談員
9. その他（自由記述）

問 11 台東区は、皆さんの意見を聴き、その意見を大切にし、ともに、こどもにやさしい地域づくりを進めていきたいと考えています。あなたは、台東区が今後実施するワークショップなどの子どもの意見を聞く取り組みに参加したいですか？(単数回答)

1. 参加したい
2. まあまあ参加したい
3. あまり参加したくない
4. 参加したくない

問 12 最後に、アンケートに回答する中で、子どもの権利について、思ったことや考えたことなどがあれば、自由に書いてください。(自由記述)

7年度第2回台東区次世代育成支援地域協議会後に
提出いただいた意見及びその対応のまとめ

1. 受付数

5人、13件

2. 内容

- ①（仮称）子どもの権利条例の骨子案について … 5件
- ② 子どもの権利に関する意識調査の設問案について … 6件
- ③ 子供への意見聴取について … 2件

①（仮称）子どもの権利条例の骨子案について

意見	対応
「4 子どもの権利」の内容は、アンケートやヒアリングでの子供達の声（このような権利を尊重して欲しい等）を反映させて欲しい。	対応予定。
「7 区民等の役割」において、「事業者・団体」の役割にも触れて欲しい。共に子育てしやすい台東区を作っていくという意識を持ち、子供の権利が保障される地域づくりに貢献してほしいこと、また、雇用する方々の子育てしやすい環境整備や事業そのものが子供の権利の保障に繋がる視点をもって事業展開をお願いしたいといった内容が入ることが必要と考える。	「7 区民等の役割」を修正。 別紙1参照。
「10 基本的施策」の広報及び啓発について、子供の教育・保育に関わる方々の子供の権利保障への理解促進に加えて、人材育成の視点も入れて欲しい。	区民等一人ひとりが子どもの権利について理解を深めることが重要であり、そのための啓発活動が子供の権利保障における人づくりにつながるものと考える。
子供の権利推進、権利擁護の体制を明確にしておいた方がよい。	「10 基本的施策」に施策の推進及び子どもの権利が守られていない状態からの回復に関する項目を追加。 別紙1参照。
台東区次世代育成支援地域協議会の果たすべき役割について、基本的施策との関連で位置づけを明確に出来ればと思う。	台東区次世代育成支援地域協議会における議論の内容を踏まえて、所掌事項等を検討していく。

②子どもの権利に関する意識調査の設問案について

意見	対応
調査対象は18歳以下に範囲を広げた方がよい。	区内在住・在勤・在学で、令和8年4月1日現在、6歳～17歳の子供（小学1年生から高校3年生相当）を対象に実施する。 報告資料1参照。
「この」や「あの」などのいわゆる「こそあど言葉」を使わず、具体的に選択肢だけを見ても答えられるようにした方がよい。	質問文及び回答の選択肢において、可能な限り、「こそあど言葉」を使わず、具体的な表現を用いた。別紙2参照。
子どもの権利について、ほとんどの子どもが知らないという前提に立って、アンケートのはじめに、子どもの権利についての説明を行った方がよい。	子供達が子どもの権利についての短い説明動画を視聴した上で、アンケートに回答できるよう、準備を進める。
子どもの権利に関する意識調査を実施する目的について、アンケートの前段で丁寧に説明した方がよい。	対応予定。
「～と思いますか」という聞き方よりも、子供達が実際の経験等をもとに答えられる聞き方にした方がよい。	「～と思いますか」という聞き方を使わず、回答の選択肢との関係で直接的な表現を用いた。別紙2参照。
アンケートの設問案について、実際に子供達に見てもらい、意見をもらった方がよい。	児童館に通う子供達から意見を聞く予定。設問案について、具体的な例を挙げて、意見をいただいているものがあるため、引き続き、子供達の意見も伺いながら、表現の調整や設問の追加について検討していく。

③子供への意見聴取について

意見	対応
ヒアリングの方法として、都立特別支援学校の子供向けには放課後等デイサービスから保護者のルート、不登校の子供向けにはフリースクールから本人のルートが使えるのではと思う。	左記の内容について、検討していく。
子供達がアンケートの結果を知る場があるとよい。	子供達にアンケートへの協力を求める際に、アンケート結果の公表時期とその方法について周知する。